

令和5年4月

入札参加事業者 様

総務部契約検査課

工事請負契約に係る競争入札の最低制限価格の基準の改正について

平素は、本市の建設行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、工事請負契約に係る競争入札の最低制限価格の基準を下記のとおり改正しますのでお知らせします。

記

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満切捨て）。ただし、その額が上限額を超える場合は上限額とし、下限額に満たない場合は下限額
 - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 上限額…予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（千円未満切捨て）
下限額…予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切上げ）
- 3 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で本市の定める割合を予定価格に乗じて得た額

下線を引いた箇所を今回改正しています。

改正した最低制限価格の基準は令和5年4月1日以降の入札から適用します。

問い合わせ

総務部契約検査課工事契約担当

TEL 423-9547